

2020年4月20日

認定スペース運営事業者各位
リラクゼーション店舗運営事業者各位

各都道府県における「緊急事態措置」に対する当協会の見解とご協力のお願い

一般社団法人日本リラクゼーション業協会
理事長 林 加奈恵

平素より協会活動へのご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

弊会会員事業者を始めとしたリラクゼーションスペース（店舗）を運営されている事業者様には、当協会からの「リラクゼーションスペース（店舗）における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（3月6日付）、並びに「政府発表「緊急事態宣言」に対するご協力のお願い」（4月8日付）へご理解ご協力を賜っておりますこと感謝申し上げます。

今般、政府より「緊急事態宣言」が出され、その対象が全国に拡大されたことを受け、東京都など7都府県はじめその他の道府県からも相次いで「緊急事態措置」の内容が発表されて、あるいはされようとしております。これにつきまして、リラクゼーションスペース（店舗）の運営がどのカテゴリーに該当するのかが発表資料からは不明確で（4月15日時点）、当協会にも問い合わせが来ております。このような状況を受け、当協会として東京都緊急事態措置相談センターに問い合わせを行い、そこで得た情報をもとに各都道府県における「緊急事態措置」に対する当協会としての見解を整理いたしました。

この「緊急事態措置」の目的は当然ながら新型コロナウイルス感染拡大防止であり、そのために社会生活を維持する上で必要な一部の限定的なものを除き「基本的にはすべての施設が対象となる」（東京都）ものであります。その趣旨に鑑み、発表資料において限定列挙記載になっており明示的な言及はないものの、**リラクゼーションスペース（店舗）の運営についても休業要請（あるいは協力依頼）の対象になる**との見解でございます。

また、「床面積の合計が100㎡以下」は別扱いとなるかのような記載もありますが、これも「**様々な事情から営業を継続する場合には**」（東京都）というごく例外的なものであり、原則として休業要請の対象であることは変わらないとのことです。

以上より、各都道府県で表現等に多少の差異はあり、また日を追うにつれ情報の追加・修正のあることが想定されるものの、感染拡大を防ぐという大きな目的を達成するため**社会に対する責任**を考慮し、**期間中は政府および自治体知事そして社会の要請に応え原則休業とするべき**であるというのが当協会としての見解であります。会員、事業者の皆様におきましてもご理解、ご協力をいただきたくお願い申し上げます。

更なるリラクゼーション産業の発展の為にも、この厳しい現状を皆様と一致団結しながら最善の対処していく事で、日本そして世界の人々に一日でも早い日常が取り戻せる事を心から願うと共に、関係者様各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上